

北海道選挙管理委員会告示第5号

令和元年6月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年6月10日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	90,932
3分の1の数	668,322

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,156	根室市	7,425
札幌市北区	80,377	千歳市	26,860
札幌市東区	74,253	滝川市	11,659
札幌市白石区	61,297	登別市	13,910
札幌市厚別区	36,766	恵庭市	19,527
札幌市豊平区	64,126	伊達市	9,849
札幌市清田区	31,764	北広島市	16,611
札幌市南区	39,774	北斗市	12,986
札幌市西区	61,561	空知地域	50,705
札幌市手稲区	40,074	石狩地域	22,032
函館市	75,205	後志地域	25,828
小樽市	34,246	胆振地域	15,417
旭川市	96,777	日高地域	18,904
室蘭市	24,455	渡島地域	25,913
釧路市	48,942	檜山地域	10,601
帯広市	47,441	上川地域	37,074
北見市	33,802	留萌地域	13,298
岩見沢市	23,644	宗谷地域	8,376
網走市	10,152	オホーツク東地域	17,164
苫小牧市	48,294	オホーツク西地域	19,402
稚内市	9,733	十勝地域	48,589
江別市	34,003	釧路地域	17,202
名寄市	7,881	根室地域	13,482

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,609
	3分の1の数	126,817
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,982
	3分の1の数	158,182
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,985
	3分の1の数	158,207
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,832
	3分の1の数	80,520